

岡山県地域防災計画（案）

（原子力災害等対策編）

新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
4	8	第1編 総論 第1章 総則 (略) 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略) 1 県 (略) (13) <u>飲料水</u> 、飲食物の摂取制限に關すること。 (略) 4 市町 [鏡野町] (略)	第1編 総論 第1章 総則 (略) 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略) 1 県 (略) (13) 飲食物の摂取制限に關すること。 (略) 4 市町 [鏡野町] (略)	表現の適正化
4	41	(10) <u>飲料水</u> 、飲食物の摂取制限に關すること。 (略)	(10) 飲食物の摂取制限に關すること。 (略)	表現の適正化
5	13	6 自衛隊 <u>(陸上自衛隊第13特科隊等)</u> (略) 7 指定地方行政機関 (略) [中国地方測量部]	6 自衛隊 (略) 7 指定地方行政機関 (略) [中国地方測量部]	表現の適正化
7	11	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査 <u>の実施</u> (略) 9 指定地方公共機関 (略) [公益社団法人岡山県医師会]	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 <u>に關すること。</u> (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 <u>に關すること。</u> (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査 <u>に關すること。</u> (略) 9 指定地方公共機関 (略) [公益社団法人岡山県医師会]	表現の適正化
8	27	(1) 医療及び助産活動の協力に關すること。 (2) その他保健衛生活動の協力に關すること。	(1) 医療及び助産活動の協力に關すること。 (2) <u>防疫</u> その他保健衛生活動の協力に關すること。 <u>(3) 災害時における医療救護活動の実施に關すること。</u> <u>(4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動に係る調整</u>	表現の適正化

8	33	(略) (新設) 第2編 原子力災害対策 (略) 第2章 原子力災害事前対策 (略) 第9節 避難受入活動体制の整備 (略) 2 指定避難所等の整備等 (1) 指定避難所等の整備 県は、鏡野町に対し、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。 また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、福祉避難所の指定に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してこないよう、受け入れ対象者を特定して公示するよう助言する。 また、県は鏡野町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所	に関すること。 ※ <u>日本医師会の編成する災害医療チーム</u> <u>日本医師会の名の下に、都道府県医師会が地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT（ジェイマツト））</u> (略) <u>[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]</u> <u>(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。</u> <u>(2) 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山DWA T）の派遣に關すること。</u> <u>(3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること。</u> 第2編 原子力災害対策 (略) 第2章 原子力災害事前対策 (略) 第9節 避難受入活動体制の整備 (略) 2 指定避難所等の整備等 (1) 指定避難所等の整備 県は、鏡野町に対し、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。 また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、福祉避難所の指定に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してこないよう、受け入れ対象者を特定して公示するよう助言する。 また、県は鏡野町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所	指定地方公共機関 の追加に伴う修正
---	----	---	--	------------------------------

23	8	等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。 また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めておくこと等管理体制を整備しておくよう、平時において助言する。 なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための照明等の設備の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるよう助言する。 県と鏡野町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、自宅療養者等が人形峠環境技術センター周辺地域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 <u>災害時には、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。</u>また、鏡野町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を、<u>個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。</u> (略) 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (略) (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の把握 (略)	等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。 また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めておくこと等管理体制を整備しておくよう、平時において助言する。 なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための照明等の設備の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるよう助言する。 県と鏡野町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、自宅療養者等が人形峠環境技術センター周辺地域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 また、鏡野町は、<u>災害時には</u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。 (略) 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (略) (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の把握 (略)	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえた修正
24	5	ウ 鏡野町は、防災担当部局や保健福祉担当部局等の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者本人の同意等をもとに、避難行動要支援者ごとに	ウ 鏡野町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、</u>避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行	表現の適正化

		個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 (略) 第10節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (略) (6) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから</u>、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>事前届出を積極的にするなど、その普及を図る</u>。 (略) 第3章 災害応急対策 (略) 第3節 活動体制の確立 (略) 5 自衛隊の派遣要請等 (略) ⑨給食及び給水 要請により被災者等に対し給食・給水<u>支援</u>を行う。 (略) 第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等 (略) 3 飲料水及び食料の供給 県は、<u>飲料水、食料</u>の摂取制限等の措置を鏡野町へ指示したときは、鏡野町と協力して関係住民への応急措置を講じ、その際には、男女のニーズの差異に十分配慮する。また、避難所に	
25	26	(略) 第10節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (略) (6) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために</u>、民間事業者等に対して<u>事前に確認を受けるよう</u>周知を行うとともに、自らも積極的に<u>事前の確認を受ける</u>。 (略) 第3章 災害応急対策 (略) 第3節 活動体制の確立 (略) 5 自衛隊の派遣要請等 (略) ⑨給食及び給水 要請により被災者等に対し給食<u>及び</u>給水を行う。 (略) 第6節 飲食物の摂取制限、出荷制限等 (略) 3 飲料水及び食料の供給 県は、<u>飲食物</u>の摂取制限等の措置を鏡野町へ指示したときは、鏡野町と協力して関係住民への応急措置を講じ、その際には、男女のニーズの差異に十分配慮する。また、避難所におけ	災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等の施行を踏まえた修正
39	27		表現の適正化
42	20		表現の適正化
42	30		表現の適正化

		おける食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。 (略)	る食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。 (略)	
--	--	---	---	--